

第4章 基本的施策・個別施策と主体別環境配慮指針

4-1 基本目標に対する基本的施策及び個別施策

5つの基本目標を達成するため、16の基本的施策と43の個別施策は次のとおりとします。

基本目標	基本的施策	個別施策
《基本目標1》 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした魅力あふれるまち	1.1 自然環境の保全と適正管理	①貴重な自然資源の保全 ②森林の保育と適正管理 ③生物多様性の保全 ④田園環境の保全
	1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実	①観光資源の充実 ②自然とのふれあいの場づくり ③遊歩道網の整備と観光レクリエーション
	1.3 歴史文化資源の保全と活用	①ふるさと歴史の道の整備 ②郷土の歴史文化資源の保全 ③文化財の保護
《基本目標2》 健康で快適に安心して暮らせるまち	2.1 大気・水質・土壌等の環境改善	①大気環境の保全 ②水環境の改善 ③土壌環境の改善 ④騒音・振動等の公害の改善
	2.2 有害化学物質による環境リスクの低減	①ダイオキシン類による環境汚染の防止 ②その他の化学物質による環境汚染の防止 ③既存公共建築物対策の推進
	2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出	①身近な憩いの場の充実 ②環境に配慮した開発の誘導 ③まちの魅力を高める緑の整備・創出 ④土地・建物の適正管理
	2.4 災害の防止	①災害の防止 ②乱開発の防止 ③道路の安全性向上
《基本目標3》 省資源やりサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち	3.1 ごみの減量化・再資源化の推進	①回収システムの充実と表彰 ②減量化の推進 ③再資源化の推進
	3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理	①不法投棄撲滅運動の推進 ②既存廃棄物の撤去
	3.3 ごみゼロ運動の推進	①啓発活動の推進 ②ごみゼロ運動の推進
	3.4 自然エネルギー資源の有効活用	①資源化の検討
《基本目標4》 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち	4.1 環境学習の推進	①小中学校での環境教育の推進 ②市民に対する環境教育の推進 ③事業者に対する環境教育の推進
	4.2 環境パートナーシップの構築	①市民団体等の環境活動との協働 ②人材の育成 ③連携組織づくり
	4.3 環境保全への普及啓発の推進	①各種イベント等の開催 ②環境情報提供システムの構築
《基本目標5》 地球環境の保全に貢献するまち	5.1 地球環境問題への意識の向上	①地球環境問題に関する啓発活動の推進 ②地球環境問題に関する情報の提供
	5.2 地球環境保全対策の推進	①地球温暖化の防止 ②低炭素社会の実現に向けて

4-2 基本目標

基本目標 1 山・川の豊かな自然や歴史文化資源を活かした魅力あふれるまち

基本的施策 1.1 自然環境の保全と適正管理

【基本方針】

市域の約9割を占める森林・農地・河川等は、水源涵養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止などに重要な役割を果たしています。

近年は農林業就業者の高齢化や農林業の低迷などによる森林・農地の放置が進んでいますが、環境保全の観点からこれらの自然資源の価値を見直し、農林業の振興にもつながる形で自然環境の保全と適正管理を推進し、その多面的機能の確保を目指します。

【施策目標】

○自然環境保全地区等の指定面積

平成19年度 878.0ha(5地区)→平成24年度末 878.0ha(5地区)→平成35年度目標値
現状維持

○間伐・樹種転換面積(新指標)

平成19年度 135ha →平成24年度末 135ha →平成35年度目標値 1600ha

【個別施策】

①貴重な自然資源の保全

- ・市域に分布する自然林や稀少動植物種の生息生育地、優れた自然景勝地などを保全します。

②森林の保育と適正管理

- ・松くい虫の防除対策(間伐・樹種転換)など、市域に広がる森林の保育と適正管理を図ります。
- ・民有林の荒廃地などに対する管理や植林などを働きかけます。
- ・森林組合など林業事業者の体質強化や経営の多角化などへの取り組みを支援します。
- ・林道・作業道の適正管理に努めます。

③生物多様性の保全

- ・NPOなどと連携し、大月市の野生動物に関する情報の収集や監視に努めます。
- ・動物による農業への被害状況を把握し、対策を講じます。

④田園環境の保全

- ・多様な生物が生息し、地域の自然生態系の一部をなしている田園環境の保全に努めます。

基本的施策 1.2 観光資源や自然とのふれあいの場の整備・充実

【基本方針】

市民が郷土の自然の豊かさを認識し、自然に恵まれた土地での生活を享受できる環境を整えます。

また、大月市の持つ豊かな自然資源を首都圏住民の観光レクリエーション活動に対する資源として活かし、観光の振興に役立てます。

【施策目標】

○主要公園等整備面積

平成19年度 60.4ha(3地区)→平成24年度末 76.9ha(3地区)→平成35年度目標値 現状維持

○登山道整備延長距離

平成19年度 58km →平成24年度末 58km→平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①観光資源の充実

- ・市の重要な観光資源である岩殿山や「名勝猿橋」一帯の環境整備を推進します。
- ・葛野川ダムから深城ダム（シオジの森ふかしろ湖周辺）にかけての一帯を、新たな観光レクリエーション拠点として整備を検討します。
- ・秀麗富嶽十二景を構成する山々の山頂一体を、市の「（仮称）自然景勝地」として位置づけ、植生の再生などの環境整備に努めます。

②自然とのふれあいの場づくり

- ・森林文化の森など、郷土の自然資源を活かした自然体験・自然観察の場の設置に努めます。
- ・釣り場などの水辺とのふれあいの場の環境保全に努めます。
- ・遊休農地の一部を観光（ふれあい）農園や滞在型農園などへの活用に努めます。

③遊歩道網の整備と観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成

- ・上記の観光レクリエーション資源や秀麗富嶽十二景、自然ふれあい施設などをつなぐ遊歩道（既設林道等を含む）を整備し、全市的な観光レクリエーション施設・資源のネットワーク形成を図ります。

基本的施策 1.3 歴史文化資源の保全と活用

【基本方針】

大月市は、甲州街道の宿場町・絹織物の産地としての歴史文化を有しており、今なお、市域のあちこちに歴史の香りが感じられます。

こうした郷土の歴史文化を支えている資源を再評価し、歴史とふれあえる環境のまちづくりに適切に活かしていきます。

【施策目標】

○歴史景観保全地区

平成19年度 1地区(岩殿山)県の指定→平成24年度末 1地区(岩殿山)県の指定
平成35年度目標値→現在の指定を維持する。

○史跡名勝天然記念物(史跡)

平成19年度 1史跡(岩殿城跡)県の指定→平成24年度末 1史跡(岩殿城跡)県の指定
平成35年度目標値→現在の指定を維持する。

【個別施策】

《名勝 猿橋》

①ふるさと歴史の道の紹介

- ・市内旧甲州街道などの古道の紹介や調査、啓発に努めます。
- ・歴史文化資源を巡るルートの紹介に努めます。



②郷土の歴史文化資源の整備

- ・市民団体等の協力により郷土の歴史文化資源調査をし、資源の再評価を行い資源マップやデータベースを作成します。
- ・郷土の歴史文化資源に対し、わかりやすく統一性のある案内板の整備に努めます。

③文化財の保護

- ・文化財の保護や点検を行います。
- ・文化財が点在する歴史文化公園エリア（県指定）の紹介に努めます。

基本目標 2 健康で快適に安心して暮らせるまち

基本的施策 2.1 大気・水・土壌等の環境改善

【基本方針】

これまでの私たちの生活や産業活動は、大量の資源やエネルギー消費で支えられてきましたが、同時にこれらの行為が生活環境の悪化を招いてきました。しかし、近年の新エネルギー技術の確立や人々の意識の変革により、私たちの生活や産業活動は環境に優しく無駄を省いたものへと形を変えてきています。

今後も、人々の健康や生活環境の快適性・安全性につながる環境問題の改善に取り組み、澄みきった大気と清らかな水、静けさの確保された心地よい環境の実現を目指します。

【施策目標】

○大気汚染に係る環境基準

平成19年度 環境基準を超えた日数・→平成24年度末 環境基準を超えた日数・
時間数が光化学スモッグ以外は0 時間数が光化学スモッグ以外は0
→平成35年度目標値 環境基準全てが基準値内

○河川水質に係る環境基準(水素イオン濃度・生物学的酸素供給量・浮遊物質・溶存酸素量・大腸菌数)

平成19年度 大腸菌数以外は基準値内→平成24年度末 大腸菌数以外は基準値内
→平成35年度目標値 環境基準全てが基準値内

○公共下水道接続率

平成19年度 43.7% →平成24年度末 65.8% →平成35年度目標値 供用可能家屋の80%

【個別施策】

- ・大気環境の保全のため、県と連携して監視を継続します。
- ・県や関係機関と密接に連携し、光化学スモッグの発生やPM_{2.5}による被害発生時の処置等に関する的確な情報提供を行います。
- ・低公害車の普及に努めます。
- ・アイドリング・ストップ運動の周知・推進に努めます。

②水質環境の改善

- ・ 公共下水道の整備と加入促進に努めるとともに合併浄化槽の普及と適正管理を促し、家庭からの生活排水による河川への悪影響を減少するための対策に取り組みます。
- ・ 河川や地下水の水質検査を定期的に行います。
- ・ 県と連携して工場排水などに対する調査・指導を行います。
- ・ 市内の児童を対象に、県とともに河川の水生物調査を行い、現状把握と意識の高揚を図ります。

③土壌環境の改善

- ・ 県や関係機関と連携し、事業所などに対し適切な指導を行います。

④騒音・振動等の公害の改善

- ・ 大型車両の通行量の減少につながる、大月バイパス（2工区）の整備促進を図ります。
- ・ 苦情処理対応の迅速化に努めます。
- ・ 工場・事業所や工事現場などの騒音・振動に対する指導を推進します。

《 水生物調査 2013 大月町真木 真木川 大月西小学校4年生 》



この水生物調査は、市内の小学校の児童を対象として、毎年、市内を流れる河川で実施しています。

児童が、河川の水生物調査を実施することにより、「私たちの住む大月市の河川」の環境状況を把握することで、環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

児童が、河川で遊ぶことが少ないので自然とふれあう良い機会にもなっています。

基本的施策 2.2 有害化学物質による環境リスクの低減

【基本方針】

有害化学物質は長期的に体内に蓄積され、健康被害を発生させます。

特にダイオキシン類は、毒性が強く、排出量のごく微量であっても大きな影響が懸念されます。

こうした有害化学物質による市民の健康被害をなくすため、国・県と連携してその排出と使用を規制し、環境リスクの低減を図ります。

【施策目標】

○ダイオキシン類の環境基準(大気・公共用水域・公共用水域底質・地下水・土壌)

平成19年度 全てが環境基準値内→平成24年度末 全てが環境基準値内→平成35年度目標値
現状維持

○有害化学物質の基準(ベンゼン・トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン・ジクロロメタン)

平成19年度 全てが環境基準値内→平成24年度末 全てが環境基準値内→平成35年度目標値
現状維持

【個別施策】

①ダイオキシン類による環境汚染の防止

・大気・公共用水域(水質・底質)、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の情報提供を行います。

②その他の化学物質による環境汚染の防止

・事業所が取り扱う化学物質について、県と連携して適正な管理を指導します。

③既存公共建築物対策の推進

・建築物への化学物質の使用による健康被害などについての情報提供を行います。

・改正建築基準法の趣旨に沿って、市内の既存公共建築物についても必要に応じた対策を講じていきます。

基本的施策 2.3 まちの魅力を高める緑の整備・創出

【基本方針】

緑豊かな環境は、まちのイメージを高め市民に安らぎを提供し、郷土を愛する心を育てます。また、公園などでの遊びや活動は、地域コミュニティの形成や青少年の健全な発育にも大きな影響を与えます。

こうした観点に立ち、特にまちの中心部や身近な生活空間における緑化を図り、快適で魅力ある市街地環境の形成を目指します。

【施策目標】

○街区公園、ポケットパーク等の整備数

平成19年度 8箇所→平成24年度末 7箇所→平成35年度目標値 現状維持

○協定緑地等

平成19年度 16.44ha →平成24年度末 11.7ha →平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①身近な憩いの場の充実

- ・地区住民との協働により、身近な憩いの場、児童の遊び場などの充実を図ります。
- ・学校校庭の有効利用の一環として、市民開放などを推進します。

②環境に配慮した開発の誘導

- ・景観計画、地区計画、建築協定、緑地協定などの制度を活用し、周囲の自然環境と調和する環境に配慮した開発を誘導します。

③まちの魅力を高める緑の整備・創出

- ・統一的な街並みの緑化や案内板・標識などのサイン類の整備を推進します。
- ・緑の募金を活用するなど公共空間の緑化に努めます。

④土地・建物の適正管理

- ・害虫や有害鳥獣の発生や防災の面などから周辺環境に悪影響を及ぼす土地・建物について、所有者や管理者に適正な管理を求めます。

基本的施策 2.4 災害の防止

【基本方針】

急峻な地形を持つ本市は、市域の大部分が土砂災害の危険性を有する区域に含まれており、これまでも台風や豪雨による大規模な風水害が発生しています。

また、狭隘な平地に市街地や幹線交通機関が集積するという都市構造から、安全な通行の確保が求められています。

こうした点を踏まえ、災害の予防につながる森林の適正管理や土地利用を図るとともに、交通の安全性につながる防災対策を講じていきます。

【施策目標】

○急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の把握(新指標)

平成19年度 未設定 →平成24年度末100%→ 平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①災害の防止

・台風・豪雨・地震等による土砂災害や風水害を防止するため、民間林を含む森林の適正管理を推進・誘導します。

また、市民の生活・財産を守るため市道等の生活道路の安全管理を徹底し、災害防止に努めます。

②乱開発の防止

・無秩序な土地利用転換などによる災害を防止するため、一定の規模以上の開発行為に対しては必要な指導を行います。

③道路の安全性向上

・信号機、カーブミラー、標識、表示等を整備し、交通安全に努めます。

基本目標3 省資源やリサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち

基本的施策 3.1 ごみの減量化・再資源化の推進

【基本方針】

大月市におけるごみの発生量は、年間 8,403 t（平成24年度「可燃・不燃・粗大」）となっています。

これらのごみについて減量化に取り組むとともに、資源や製品として出来るだけ再生するとの方針に沿って再資源化対策を推進し、循環型の都市を目指します。

【施策目標】

○再資源化物の収集量

平成19年度 1,399t→平成24年度末 907t→平成35年度目標値 現状維持

○再資源化物収集費

平成19年度 22,828千円 →平成23年度末 19,862千円 →平成35年度目標値 現状維持

○予想される10年後のごみ(可燃、不燃、粗大)処理量

平成19年度 9,312t→平成24年度末 8,403t→平成35年度目標値 6,000t

○ごみ処理費

平成19年度 218,699千円 →平成23年度末 267,800千円 →平成35年度目標値
現状維持

【個別施策】

①回収システムの充実

- ・再資源化物の分別回収方法（ステーション方式・分別品目）などの周知徹底を図ります。
- ・ごみの散乱等を防ぐため、必要に応じてごみステーションの適正な維持管理の指導を行います。

②減量化の推進

- ・生ごみのコンポスト化など、ごみの減量化に取り組めます。
- ・ごみの減量化に向けたキャンペーンなどを実施します。
- ・ノーレジ袋推進活動への参加を呼びかけます。
- ・分別・リサイクルの徹底を図るため、様々な啓発活動を行います。

③再資源化の推進

- ・回収可能なリサイクル対象品目の拡充を図ります。

マイバッグを使うのは
レジに着いてから。



ノーレジ袋推進運動

基本的施策 3.2 廃棄物の不法投棄禁止及び処理

【基本方針】

廃棄物の不法投棄に対する監視に努めるとともに、既存の廃棄物については責任の所在を明らかにし、必要に応じた措置を講じるとともに速やかな撤去に努めます。

【施策目標】

○年間の不法投棄処理件数

平成19年度 511件→平成24年度 212件→平成35年度目標値 100件

【個別施策】

①不法投棄撲滅運動の推進

- ・ 市民・事業者・市等が連携し、廃棄物の不法投棄（注：1）をなくす運動を展開します。
- ・ 市単独事業で不法投棄監視パトロールを行います。
- ・ 県や近隣市町村と連携し広域的な不法投棄の監視パトロールを強化します。
- ・ 警察などの関係機関と連携し、不法投棄の監視を強化します。
- ・ 事業者などを対象に、廃棄物処理に関する法律の周知を図ります。

②既存廃棄物の撤去

- ・ 公共用地などに放置されている不法投棄廃棄物について、県や関係機関と連携し、早急な撤去に努めます。

注：1

《 不法投棄監視パトロールの取組 》



不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第16条では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定し、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はもちろん、日々の生活から出る一般廃棄物であっても、みだりに捨てることを禁止しています。この規定に違反して廃棄物を捨てることを「不法投棄」と言います。また、事業者が行う場合だけでなく、個人が一回だけ行った場合も該当します。「みだりに」とは、社会通念上許容されないことを意味します。人目に付かない道路脇や他人の土地に廃棄物を投棄する、自分の土地であっても穴を掘って廃棄物を埋めるといった行為は、典型的な不法投棄です。廃棄物を埋めることができる施設は知事等の許可が必要であり、それ以外の場所で廃棄物を埋めることは、たとえ自分の土地であっても、不法投棄になります。

不法投棄の罰則

不法投棄を行った者は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます(廃棄物処理法第25条第1項第14号)。未遂の場合でも罰せられます(廃棄物処理法第25条第2項)。

基本的施策 3.3 ごみゼロ運動の推進

【基本方針】

ポイ捨てやペットの糞の放置による環境の悪化を防ぐため、幅広い市民運動を展開し、ごみのない清潔なまちの実現を目指します。

【施策目標】

○市民参加によるごみの市内一斉清掃の実施回数

平成19年度 1回／年→平成24年度末 0回／年→平成35年度目標値 2回／年

【個別施策】

《 街頭啓発 ダイエー大月店 》

①啓発活動の推進

- ・市民・事業者・ドライバーなどに対するポイ捨て禁止の啓発を行います。
- ・空き缶等の散乱防止に向けたポスターの展示などを行います。
- ・ペットの飼い主に糞を持ち帰るよう啓発活動を行います。
- ・ペットの飼育・保管について、飼い主に適正な管理を指導し、逸走等により野生化しないよう求めます。



②ごみゼロ運動の推進

- ・市民主体による地区単位でのごみの一斉清掃などの環境美化活動を支援します。

基本的施策 3.4 自然エネルギー資源の有効活用

【基本方針】

市域に広がる広大な森林や太陽・水・風などの自然エネルギー資源を有効に活用し、環境負荷の軽減に取り組みます。

【個別施策】

①資源化の検討

- ・太陽光発電の普及や、風力・小水力発電の活用について検討します。
- ・木質系バイオマスエネルギー資源の有効利用に関し、森林組合などと連携し検討を行います。

基本目標 4 市民みんなで環境への取り組みを実践するまち

基本的施策 4.1 環境学習の推進

【基本方針】

「環境先進都市 大月」を幅広い市民の手によって実現するため、市民や事業者だけでなく、次代を担う児童も含めた環境教育を実施し、環境保全に対する意識の向上を図ります。

【施策目標】

○環境教育用の学校林・学校農園の設置数

平成19年度 18箇所→平成24年度末 10箇所→平成35年度目標値 7箇所(小中学校統合のため)

○市民や事業所向けの環境教育講習会の開催回数

平成19年度 1回/年 →平成24年度末 0回/年 → 平成35年度目標値 2回/年

【個別施策】

①小中学校での環境教育の推進

- ・小中学校が行う環境教育を支援します。
- ・森林や農地（遊休農地）の一部を環境教育用の学校林や学校農園として活用します。

②市民に対する環境教育の推進

- ・市民や事業者向けの環境に関する学習機会の提供に努めます。
- ・市民の要望に応じ、市職員や、やまなしエコティーチャーによる出張（出前）講座などを行います。

③事業者に対する環境教育の推進

- ・法律に基づく各種環境基準や事業所の責務などに関する情報の周知に努めます。

基本的施策 4.2 環境パートナーシップの構築

【基本方針】

「環境先進都市 大月」の実現には、市民・市民団体・事業者・専門家・行政等の多様な主体の参加と連携が不可欠です。また、周辺都市の活動団体や行政との連携も必要になります。

こうした点から、環境問題に取り組むリーダーの育成の体制づくりなどに取り組みます。

【施策目標】

○やまなしエコティーチャーの登録人数

平成19年度 2人→平成24年度末 2人→平成35年度目標値 3人

○環境推進のための連携組織数(全市及び各地区単位)

平成19年度 16組織 →平成24年度末 29組織→平成35年度目標値 現状維持

【個別施策】

①市民団体等の環境活動との協働

- ・市民・NPO・事業所などとの協働による環境活動を支援します。

②人材の育成

- ・環境活動を推進する環境リーダーの育成に努めます。



③連携組織づくり

《アダプト・プログラムの取り組み》

- ・環境施策推進の中核となる市民組織（自治会）・公民館・行政などで構成する環境活動の連携組織であるごみ減量化推進協議会との連携の強化を図ります。また、各種団体と連携し、自然保護や廃棄物の不法投棄の監視などを含む総合的な環境パトロール体制の確立に努めます。

- ・市民参加による環境づくりを進めるためのアダプト・プログラムを推進します。

・環境活動等で実績をあげている個人や団体に対し、大月市長表彰規則・大月市公共施設アダプトプログラム実施要綱・大月市美しいふるさとづくり活動支援要綱や、やまなし環境財団の「若宮賞」の表彰規定に該当する場合は推薦します。

基本的施策 4.3 環境保全への普及啓発の推進

【基本方針】

市民や事業所の環境に対する意識を高めるため、各種メディアを利用した環境情報の提供を図ります。

【施策目標】

○市等が行う環境調査の情報提供回数

平成19年度 2回／年→平成24年度末 2回／年→平成35年度目標値 2回／年

【個別施策】

①各種イベント等の開催

・環境問題の普及啓発に向けたイベント等を開催し環境保全に対する意識の向上を図ります。

②環境情報供給システムの構築

・環境に関する各種情報を収集、整理し、市の広報やホームページなどを中心に提供するシステムを構築し、様々な媒体を通じて市民に提供します。

・環境保全施策の実施状況や水質・大気汚染の計測値を市民にお知らせする報告書を作成します。

基本目標5 地球環境の保全に貢献するまち

基本的施策 5.1 地球環境問題への意識の向上

【基本方針】

地球環境問題は、我々の身近な生活に影響を及ぼすまでになっています。

大気や海洋の平均温度の上昇、生態系への影響、台風の大型化、ゲリラ豪雨の多発など地球環境問題は自然要因だけでは説明ができない状況までになっています。

地球環境問題は地球規模の問題ですが、市民一人ひとりが日常生活の中で出来る対策も数多くあります。

このことから、身近な対策の啓発を行い、身近なことから意識を変えて実践することを推進していきます。

また、本市の豊かな森林が二酸化炭素の吸収等により地球温暖化の防止に役立つことをわかりやすく紹介することで、正しい知識を持って行動できるよう市民意識の向上を図ります。

【施策目標】

○啓発活動の実施回数

平成19年度 2回／年→平成24年度末 2回／年→平成35年度目標値 4回／年

【個別施策】

①地球環境問題に関する啓発活動の推進

- ・ 県や関係機関、市民団体などと連携し地球環境問題に関する各種の啓発活動を推進します。
- ・ 市民に対して、身近な温暖化対策の実践について啓発活動を行います。
- ・ ごみの減量化・リサイクル運動を推進し、温暖化対策の推進を図ります。



②地球環境問題に関する情報の提供

- ・ 国や県、関係団体などと連携し、市民を対象とした研修会や講演会の開催に努め、地球温暖化対策に対する意識の向上を図ります。
- ・ 市のホームページや各種メディアを通じて、地球温暖化の影響や課題、取り組みなどを市民に分かりやすい形で提供するように努めます。

③地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく計画の策定

- ・ 現在、市では公共施設を対象に地球温暖化対策実行計画を策定していますが、今後は市民・事業者など全市民的な取り組みについて検討を進めます。

基本的施策 5.2 地球環境保全対策の推進

【基本方針】

地球環境問題への意識の向上に加え、市民・事業者が自ら地球環境保全活動に参加しやすくするための対策に取り組みます。

【施策目標】

〇ISO14001認定事業所数

平成19年度 4件 →平成24年度末 3件→ 平成35年度目標値 5件

【個別施策】

①地球温暖化の防止

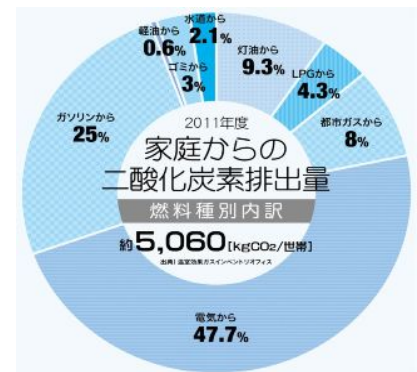
- ・ アイドリング・ストップ運動を推進します。
- ・ ノーレジ袋推進活動を推進します。
- ・ 省エネ・節電など化石燃料の使用削減に努めます。
- ・ 市内事業所のISO14001認定取得を促します。
- ・ グリーン購入に関する情報提供を行い、環境物品の需要拡大に努めます。



アイドリングストップ運動

②低炭素社会の実現に向けて

- ・ エネルギー消費の少ない日常生活の実践を推進します。
- ・ 太陽光発電などの自然エネルギーの普及に努めます。
- ・ 省エネについての研修会の開催や啓発に努めます。



4-3 各環境指標に対する目標値

環境目標	環境指標	基準値 (H19年度現在)	現状値	目標値 (H35年度現在)	主管課
山・川の豊かな自然 や歴史文化資源を生かした魅力あふれるまち	1 自然環境保全地域等の指定面積	878.00 ha	878.00 ha	現状維持	県
	2 間伐・樹種転換事業実施面積	135ha	135 ha	1600 ha	産業観光課
	3 主要公園等整備面積	60.4 ha	76.9 ha	現状維持	県・地域整備課
	4 登山道整備延長距離	58.00 km	58.00 km	現状維持	産業観光課
	5 歴史景観保全地区	1地区(県指定)	1地区(県指定)	現在の指定を維持	県・社会教育課
	6 史跡名勝天然記念物(史跡)	1史跡(県指定)	1史跡(県指定)	現在の指定を維持	県・社会教育課
健康で快適に安心して暮らせるまち	7 大気汚染に係る環境基準 二酸化硫黄、浮遊粒子物質、光化学オキシダント、二酸化窒素	環境基準を超えた日数、時間数が光化学スモッグ以外は0件	環境基準を超えた日数、時間数が光化学スモッグ以外は0件	環境基準全てが基準値内	市民課
	8 河川の水質環境基準 水素イオン濃度、生物化学的酸素供給量、浮遊物質、溶存酸素量、大腸菌群数	大腸菌数以外は基準値内	大腸菌数以外は基準値内	環境基準全てが基準値内	市民課
	9 公共下水道接続率	43.7%	65.8%	供用可能家屋の80%	地域整備課
	10 ダイオキシン類の環境基準	全てが基準値内	全てが基準値内	現状維持	市民課
	11 有害化学物質の環境基準	全てが基準値内	全てが基準値内	現状維持	市民課
	12 街区公園等の整備数(ポケットパーク)	8箇所	7箇所	現状維持	地域整備課
	13 協定緑地等	16.44 ha	11.7 ha	現状維持	地域整備課
	14 急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険箇所の把握	-	100%	現状維持	建設課 総務管理課
省資源やリサイクルシステムを備えたごみのない清潔なまち	15 再資源化物の収集量	1,399 t	907 t	現状維持	市民課
	16 再資源化物収集費	22,828千円	19,862千円 ※H23年度	現状維持	市民課
	17 予想される10年後のごみ処理量	9,312 t	8,403 t	6,000 t	市民課
	18 ごみ処理費	218,699千円	267,800千円 ※H23年度	現状維持	市民課
	19 年間の不法投棄処理件数	511件	212件	100件	市民課
	20 市民参加によるゴミの一斉清掃の実施回数	1回/年	0回/年	2回/年	市民課
市民みんなで環境への取組みを実践するまち	21 環境教育用の学校林・学校農園の設置数	18箇所	10箇所	7箇所	市民課 学校教育課
	22 市民や事業者向けの環境教育講習会の開催回数	1回/年	0回/年	2回/年	市民課
	23 やまなしエコティーチャーの登録人数	1人	2人	3人	市民課
	24 環境推進のための連携組織数	16組織	29組織	現状維持	市民課
	25 市等が行う環境調査の情報提供回数	2回/年	2回/年	2回/年	市民課
地域環境保全に貢献するまち	26 啓発活動の実施回数	2回/年	2回/年	4回/年	市民課
	27 ISO14001認定事業所数	4件	3件	5件	市民課